

貴族院 第二回 議事速記録第七號

明治二十四年十二月七日(月曜日)

午前十時三十分開議

議事日程 第七號 明治二十四年十二月七日

午前十時開議

第一 伯爵山田顯義君請暇ノ件

第二 明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律案(提出) 第一讀會

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 一昨五日衆議院ヨリ明治二十四年度歳入歳出總豫算追加案ヲ送付ニ相成リマシテ受領致シマシテゴザリマス、是ハ既ニ總

ヲ豫算案ト同時ニ御配付ヲ致シマシタ書類ノ中ニアル案デゴザリマス、故

ニ別段ニ御配付ヲスル限デハナイノデゴザリマス、此段念ノタメニ申述ベテ

置キマス、次ニモ一昨五日衆議院ヨリ保安條例廢止案ヲ受領致シマシタ、

是ハ即チ衆議院ノ提出ニ係ル案デゴザリマス、此段ヲ御報告ニ及ビマス、次

ニ歸化法案特別委員會ニ於キマシテ當選致シマシタル委員長及副委員長ノ姓

名ヲ御報告ニ及ビマス、委員長子爵岡部長職君、副委員長箕作麟祥君、右ノ

通り當選デゴザリマス、次ニ議事日程第一ニ掲ゲテアリマスル伯爵山田顯義

君ノ請暇ハ病氣ニ就イテ四週間ノ願デゴザリマス、之ヲ許可スルヤ否ヤヲ諸

君ニ問ヒマス……別段御異議ガナイト認メマスルニ依ッテ許可致シマス、次ニ

明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法

律案第一讀會ヲ開キマス、是ハ省略致シマシテ通牒文ヲ朗讀致シマス、

(太田書記官朗讀)

明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關

スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治二十四年十二月三日

内閣總理大臣 伯爵 松 方正 義

(左ノ法案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ此ニ載録ス)

第一條 明治七年佐賀及臺灣ノ役明治九年熊本及山口ノ役明治十年鹿兒島

ノ役ニ從軍シ戰鬪若クハ公務ノ爲メ死歿シ又ハ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ

罹リ之ニ原因シテ死歿シタル軍人軍屬ノ現存セル遺父母及祖父母ニハ當
時ノ法規ニ依リ從軍者ノ寡婦ノ受ケタル若クハ受クヘキ扶助料ヲ給ス
前項ノ戰役ニ當リ臨時軍隊ニ編入セラレタル者及戰地ニ派遣セラレタル
軍人軍屬ニシテ死歿ノ原因從軍者ト同シキトキハ其遺父母及祖父母ハ前
項ニ依ラシム

前二項ニ掲クル父母祖父母ハ軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者戰
死ノ時又ハ死歿ノ原因トナリタル傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル時ノ

陸海軍兵籍簿中若クハ戶籍簿中ニ在ル者ニ限ル

第二條 第一條ニ當ル父母祖父母アルモ同一戶籍内ニ於テ現ニ扶助料ヲ受
クル者アルトキハ其間扶助料ヲ給セス

第三條 扶助料ハ本法施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス

第四條 扶助料ヲ受クル者ノ權利消滅停止及停止中扶助料ノ支給並扶助料
ノ轉給及支給ノ順序ハ現行軍人恩給法ノ定ムル所ニ依ル

第五條 遺父母及祖父母ニシテ廢家其他ノ事故ニ因リ他家ニ入籍シタル者
遅クモ本法施行後三箇年内ニ廢家再興又ハ復籍スルトキハ本法ニ依リ扶
助料ヲ受クルコトヲ得

第六條 扶助料ハ轉給ノ場合ヲ除クノ外本法施行ノ日ヨリ三箇年内ニ請求
セサルトキハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第七條 本法ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

○政府委員(尾崎三良君) 演壇へ出テモ宜シウゴザリマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザリマス、

(政府委員尾崎三良君演壇ニ登ル)

○政府委員(尾崎三良君) 此明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ

遺父母及祖父母ノ扶助ニ關スル法律案ヲ今日制定スルノ必要ハ、此理由書ニ

モ大畧述ベテアリマス、ノミナラズ又軍人ノ御方ハ、此邊ノ事ハ疾クニ御

承知ノコトト存ジマスルガ未ダ此事ニ御關係ノナイ御方ハ或ハ一通リ其理由

並ニ是マデノ軍人恩給ニ係ル沿革ヲ申述ベテ諸君ノ御參考ニ供スルモ敢テ無

用ノ事デナイト考ヘマス、此軍人遺族扶助料ノコトト云フモノハ明治八年マ

デハ一向規則モ法律モ何ニモゴザリマセナシ、然ル所ガ諸君モ御承知ノ通

リ明治七年ノ佐賀ノ役、臺灣ノ役ニ於キマシテ戰死者負傷者等モ澤山アリマ

シタガ其終ニ後ニ死シタ者ノ遺族又ハ負傷ヲ致シマシテ、手足ヲ失ヒ眼ヲ失

ヒ病院ニ呻吟シテ居ル者等ノ處分ニ就キマシテハ何ニモ其頃據ルベキ法律ガ

ナカッタノデゴザリマス、然ルニ其戰死シタ者ノ遺族ノ愍然ナ有様、又負傷者

ノ病院ニ呻吟シテ居ル所ノ困難ナル有様今日ヨリ想像シテモ分リマスコトデ

アリマスガ、何分據ルベキノ規定ガナイ故ニ、ト云フコトデ其頃陸軍省內務

省邊カラ何分至急ニ此軍人遺屬扶助料ニ關スル規定ヲ設ケラレタイト云フコト
トゴザリマシテ、太政官ニ於キマシテ其頃俄ニ取調ベテ發布ニナリマシタ
ノガ即チ明治八年四月五日太政官達第四十八號ト云フモノデゴザリマス、其
時ノ法律ト云フモノハ何分取急イダモノデアリマスルカラ充分ノ取調モ出來
テハ居リマセヌ、依ッテハ其時ノ詮議デモ決シテ此永遠ニ繼續シテ完備シタ
モノトハ考ヘテハ居ラナカッタモノデゴザリマス、其條項モ其時ノ達文ハ即
チ唯今申ス法律ノ題號ト云フモノハ誠ニ混雜シタモノデアリマス、其時ノ達
シノ題號ハ陸軍武官傷痍扶助及死亡者ノ妻子並ニ其家族ノ扶助ノ件ハ當分別
冊ノ通定メラレタト云フ斯ウ云フ布告デゴザリマスルガ併ナガラ其頃ノ取調
ハ精密ニ行届キマセナンデアツテ、其代リコハ亦日本ノ固有ノ風俗ヲ此規則ノ
中ニ充分ニ籠メテアリマス、故ニ此規則ニ依リマスレバ凡ソ戰死シタル者並
ニ戰場ニ於テ負傷チ受ケ疾病ニ罹ッテ夫レガ爲メニ死ンダ者ノ遺族ニハ相當
ノ扶助料ヲ與ヘル、其遺族即チ家族ト云フ者ノ中ニハ父母妻子ト斯ウナッテ
居リマス、此頃ハ即チ父母ヲ先キニシテ妻子ヲ後ニ致シタルデアリマス、是
ハ即チ最モ日本ノ教育ニ基ク所ノ風俗ニ適用シタルデアアルノデアリマス、然
ル所ガ如何セン幾許カ法律ニ缺典ガアリマシテ祖父父母ノコトハ漏レテ居リマ
ス、夫レカラ又父母ノ扶助モ其死亡者ガ戸主ニ限ルト云フコトニナッテ居リ
マシテ若シモ其戰死シタル者ガ戸主デアツタ時ニハ其父母妻子マデニモ及ビマ
スルガ若シ其戰死シタル者ガ不幸ニシテ未ダ戸主ニナッテ居ラナカッタ時、例
ヘバ其者ガタタ一人ノ子供デアツテ之ニ依ッテ以テ老後ニハ樂ヲシヤウト思
テ居ッテ父母ガ、其時ニ至ッテ戸主ニ非ザル時ハ妻子ニ賜ル丈デ父母ニハ及ビ
マセナカッタノデゴザリマス、是等モ矢張缺典デアラウト思ヒマス、此度ノ此
法律ガ決定ニナリマスレハ即チ夫レ等ノ者ニモ及ブコトニナルノデアリマス、
夫カラ其後明治九年十月太政官第九十九號ノ達ヲ以テ陸軍恩給令ヲ定メラレ
マシタ、是ハ既ニ先刻モ申述ベマシタ通り前年ノ扶助概則ト云フモノハ所謂
當分ノ内之ヲ行フト云フノデアリマシテ、夫レデ以テ佐賀臺灣ノ戰役ノ爲メ
ニ戰死又ハ負傷シタル者等ノ本人ハ無論遺族マデモ扶助シタルデアリマスガ、
到底夫レデハ疎ナモノデアリマスルカ充分取調ベマシテ精密ナル軍人恩給
令ヲ作ラチバナラヌト云フコトデ、既ニ其頃ハ著手シテ居ッタルデアリマス、
明治九年ニ至リマシテ歐米各國ノ例ヲ求メマシテ先ヅ大成シタト云フベキモ
ノデ餘程精密ニ完備シテ居リマス、然ル所ガ明治九年ノ恩給令ト云フモノハ
餘リ歐羅巴ノ法律ヲ採リ過ギマシテ我國ノ固有ノ國風ヲ餘程除カレテアリマ
スノデゴザリマス、其法律ニ依リマスルト先ヅ其頃ノ太政官ノ達デゴザリス
ルガ、今日カラ見テハ法律ト稱シテ宜カラウト存ジマス、夫レニ依リマスルト云
フト戰死シタルモノガアレバ其遺族ニ扶助料ヲ遺ル、遺族ト云フハ即チ妻子ニ

限ル事ニシテアル父母ニハ及バナイ、ガ唯其當時其モノニ依ッテ生活シテ居
テ忽ニ目下ノ飢渴ニ迫ルト云フ父母ガアレバ其ノ縣知事ノ申立ニ依ッテ臨時
ノ詮議ヲ以テ一時ノ扶助料ヲ賜ッタ事ニナッテ居リマス、一時ノ扶助料ト云フ
モノハ僅ノモノデアツテ所謂一時デアリマスルカラ其頃一二年ドウカカウカ
夫レデ凌イデ居リマシタカ知レマセヌガ、到底夫レヲ以テ永遠生活ノ途ヲ立
テルト云フコトハ出來マセヌ、然ル所ガ明治九年ノ山口ノ役、熊本ノ役、明治
十年ノ鹿兒島ノ役杯ニ於テハ最モ此戰死セシ者、疾病ニ罹リタル者傷痍ヲ受
ケテ夫レガタメニ死亡シタル者ガ澤山ニアルノデゴザリマス、所ガ其澤山ニア
ルモノハ是ハ明治九年ノ恩給令ニ適用シテ充分致シタルデゴザリマス、依テ
ハ此戰死シタル者ニ妻子ガアルトキハ其妻子ニ賜ル所ノ扶助料ヲ以テ其父母タ
ル者ハ僅ニ生活ヲシテ居ッタト云フ有様デゴザリマス、夫故ニ若シ其戰死シタ
者ガ妻子ガナカッタトキニハ即チ自分ノ父母カラ見レバ嫁孫ノナイトキニハ
難澁ヲ申立テ、僅ニ一時ノ御救ヲ頂戴シタ丈ノコトデ其後ハ何ニモナイノデ
ゴザリス、又其子供モ嫁モアリ孫モアッタナラバ幾許カ其嫁孫ガ貫ッタモノヲ
以テ生活ヲシテ居ッタ所ガ、或ハ其嫁ハ若イカラ他ニ縁付クトカ又ハ死ンデ仕
舞フト云フ様ナコトニ至リマスルトモウ何ニモナイノデゴザリマス、是等ノ
者ハ今日ニ於キマシテモ頼ム所ノ子供ハ國事ノタメニ殫レ國家カラ酬ユル所
ノ法律ト云フモノガ其父母ニ及バスノハ斯ウ云フ譯デアリマスルカ隨分難澁
ヲ致シテ殆ド饑渴ニ垂ントシテ居ル者モアルノデゴザリマス、デ此明治二十
年ノ恩給令ノコトニ付キマシテハ其頃モ既ニドウモ是ハ我國體ニ合セテハ少
シ不適當ト云フ論モゴザイマシテ段々其論モアリマシテ遂ニ明治十六年ニ至
リマシテ此陸軍恩給令ト云フモノヲ改正シマシテ夫レデ幾分カ妻子ノ受クベ
キ扶助料ノ三分ノ二ヲ父母ニ給スルコトニナリマシタ、夫レデ幾分カ父母ニ
給スルコトガ出來マシタ、所ガ未ダ夫レデモ充分ニ我法ノ主義ニ協フテ居ル
ト云フ譯ニハ參リマセヌカラ明治二十三年即チ昨年三月ニ制定ニナリマシタ
現時ノ恩給法ト云フモノニ依リマシテ全ク妻子ノ受クベキモノモ父母ノ受ク
ベキモノモ同格ノモノニナリマシタ、夫レデ始テ我國ニ適當ナル恩給法ガ設
ケラレタト申スベキモノデアラウト存ジマス、即チ今日現行シテ居ル所ノ法
律デアリマス、斯ノ如ク段々ニ法律ガ改マリマシテ適當ノ所ニ定マッテ居ルニ
モ拘ラズ明治十年明治九年頃ノ戰役ニ戰死シタル者ノ遺父母祖父母ト云フ者
ハ之ニ與ルコトハ出來ナイノデアリマス、ドウシテモ今日カラ考ヘマスレバ
其時ノ法律ガドウモ缺典デアラウト思ハレマスルガ奈何セン致方ガナイ、ナ
イガ先刻カラモ申ス通り既ニ子ヲ失ヒ今日倚ルベキ途、生活ノ途ガナクシテ
饑渴ニ垂ントシテ居ル者ガ既ニアルト申シマスレバ之ヲ打捨置クト云フコト
ハ國家ガ是等ノ戰死者ニ對スル義務ヲ盡シタト云フベキモノデナカラウト存

ジマスルカラ今日此法ヲ設ケテ夫レ等ノ者ニ恩典ヲ及ボスト云フ精神デアリマス、尤モ此明治二十三年ノ恩給法ヲ調ベル時ニ何トカ其既往ノ分ニ遡ラセラル様ニ致シタラ宜カッタデアリマセウケレドモ是モ既往ノ事デアリマスルカラ致方ガアリマセヌ、尤モ伊太利ナド陸軍恩給令ヲ定メタノハ千八百五十年ニ恩給令ヲ出シ千八百四十八年千八百四十九年ノ戰役ニ戰死シタ者負傷シタ者等ハ之ニ依ッテ支給スルト云フコトヲ其法律ノ終リヘ以テイッテ書加ヘテアリマシテ夫レデ以テ既往ニ遡ラル、コトニ致シマシタガ今日デハ今更其法律ヘ以テイッテ加ヘルト云フコトモ六カシウゴザイマスカラ今此殊更一ノ法律ヲ設ケテ是等ノ即チ國家ノタメニ殫レタ者ノ父母祖父母等ノ饑渴ニ及ンデ居ル者ニ恩給ノ扶助料ヲ與ヘテ此恩典ヲ蒙ラセウト云フノ精神デアリマス、尤モ段々此祖父母父母ノコトデアリマスカラ年ヲ逐フテ追々死ンダ者モゴザイマセウ、デ今日ニ至リマシテハ實際ハ夫レガタメニ國家ノ負擔トナルハ實ニ僅デアラウト存ジマス、夫レモ凡ソ調モゴザイマスガ爰デ一々申シマスレバ長クナリマスルカラ何レハ特別審査委員ヲ設ケラレマシテ夫レニ於テ審査ヲ遂ゲラル、コトト考ヘマスル、其節又御疑問ノ廉ガアレバ調ベテ居ル丈ハ陳述ヲ致シマスル積デゴザイマス、終ニ於テ一言諸君ニ御注意ヲ申上ゲテ置キタイノハ是ガ若シ御可決ニナリマスレバ即チ衆議院ニ廻サレテ衆議院デ可決ニナレバ上奏裁可ノ上ハ之ニ對スルノ追加豫算ト云フモノヲ出サナケレバナリマセヌ、デゴザイマスカラ若シ是ガ遲クナルト今年追加豫算ノ期ニ間ニ合ハスト云フ場合ニ至リマスルト折角之ヲ御可決ニナリマシテモ實施スルコトガ出來マセスト云フ結果ガ生ジマスカラ願ハクハ審査委員デ御取調ニナリマスルナレバ直ニ審査ニ御取懸リニナッテ速ニ御報告ノ上速ニ御決定ニナラムコトヲ冀望致シマスルデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此法律案ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ヲ是ヨリ行ヒマス、

○子爵五條爲榮君 貴族院規則第四十七條ノ二項ニ依リ各部ニ於テ委員ヲ選舉スルコトニ致シタウゴザイマス、

○子爵谷干城君 是ハ今政府委員ヨリモ説明ノゴザリマシタ通り至テ差急イデモアリマスシ、ヒドイハカシイ議論モアリサウモナイト考ヘマスルガ、ドウゾ本員ハ議長ニ於テ御選ナラムコトヲ冀望致シマス、

○男爵小澤武雄君 本員モ谷子爵ニ贊成ヲ致シマス、

○男爵中川與長君 贊成、

○子爵板倉勝達君 谷君ニ贊成、

○侯爵醍醐忠順君 谷君ニ贊成、

○川田剛君 谷子爵ニ贊成、

○子爵伊集院兼寛君 谷君ニ贊成、

○宮本小一君 谷君ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 各部ニ委託スルト云フ説モゴザイマシタガ是ハ贊成モ無イヤウデゴザイマス唯今谷子爵ヨリ此選定ヲ議長ニ託スルト云フ説ガ出マシテ段々贊成ガアリマス、之ヲ表決ニ付シマス、谷子爵ノ説ヲ可トスル諸君ニ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数……依ッテ是ハ一應退キマシテ議長ニ於テ選定ヲ致シマシテ尙ホ再ビ御集リヲ請ヒマス……

(子爵谷干城君發言ヲ求ム)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) チョット御待チ下ダサイ一言此所ニ於テ申述ベマスコトガゴザイマスガ夫ハ先刻御報告ニ及ビマシタル明治廿四年度歳入歳出總豫算追加案デゴザイマスガ是ハ緊急ヲ要スル件デアルト云フコトヲ政府ヨリ承ッテ居ルコトデゴザイマスシ又衆議院ニ於テモ取急イデ議決ニ相成ッタコトデゴザイマス、依ッテ本院ニ於テモ速ニ議決ノ手順ニ相成ルコトヲ冀望致シマスカラ、即チ本院規則ノ第六十條ノ明文ニ據リ緊急事件ト本席ニ於テ認メマスカラ速ニ此事ハ今日議事日程ニ追加ヲ致シマシテ即チ直ニ唯今追加ヲ致シテ……追加ト申スハ即チ變更スルノデ……議事日程ヲ變更シマシテサウシテ唯今此當春議定ニナリマシタル豫算議定細則第二條ニ依リマシテ豫算案審査報告ノ期限ヲ定メルト云フ件ヲ直ニ唯今議事日程ニ追加致シテ會ヲ開キタイト存ジマス、之ニ付キマシテ諸君ノ御意見ヲ一應諮ヒマス、

○子爵谷干城君 唯今起サウト思ヒマシタハ議長ガ御述ベニナッタコトデアリマス、至極結構ト思ヒマスカラ贊成致シマス、

○箕作麟祥君 本員モ明治二十四年度歳入歳出總豫算追加ノコトハ唯今議長カラ御演説ノゴザイマシタ通り誠ニ相當ト存ジマスカラ速ニ是ヨリ議事日程ノ變更ヲ願ヒマス、

○山口尙芳君 議事日程變更ノ所デ委員ノコトハ落チタト存ジマスガ委員ハドウナリマスカ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫ハ山口君ニ申シマスガ別段ニ委員ヲ設ケルデハアリマセヌ、即チ豫算委員ニ付託致シマスルノデアリマス、

○侯爵醍醐忠順君 谷子爵ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然レバ唯今ノ議事日程ヲ變更致シテ速ニ豫算議定細則第二條ニ依リマシテ審査報告ノ期限ヲ定ムルト云フ件ノ會議ヲ開キマス、最初表決ヲ採リマス、議事日程ヲ變更シテ直ニ會議ヲ開クト云フニ御同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、依ッテ直ニ右ノ會議ヲ開キマス、

○細川潤次郎君 唯今明治二十四年度歳入歳出追加豫算ニ付キマシテ各員ニ於テモ緊急ト認メテ居リマスカラ議事日程ヲ變更ニナリマシテ此豫算議定細則ノ第二條ヲ適用スルト云フコトニ相成リマシテゴザル、此事ハ既ニ決シテハゴザルスルガ扱此二條ニ「議院ハ豫算案審査報告ノ期限ヲ定メ豫算案ヲ豫算委員ニ付託スヘシ」ト云フコトニナッテ居リマスノデアリマス、故ニ是ニ於テ期限ヲ定メルト云フコトガ適當ニナッテ参リマシタ、ソコデ本員ハ期限ヲ定メテ各員ノ意見ヲ御尋テ申シタイト存ジマスガ扱右ノ如ク緊急事件デアリマス上ハ甚ダ豫算委員ニ於テ御苦勞千萬ノコトト存ジマスガ相成ルベクハ色々ノ事モゴザルコトデアリマスニ依ッテ速ニ報告ニナリタイト存ジマス、今日中ト申シテハ餘リ切迫デゴザルセウ、故ニ明日ノ午後一時マデニ此豫算案審査報告ノアリマスルヤウニ致シテハ如何デアラウカト云フ……右ノ動議ヲ提出致シマス、

○男爵千家尊福君 此二十四年度ノ追加豫算ハ最モ至急ヲ要スルモノデアリマシテ唯今細川君ノ明日午後一時マデニ豫算審査ノ報告ヲスルヤウニト云フ御動議ハ至極御尤ノコトデアリマスカラ本員モ賛成ヲ致シマス、

○箕作麟祥君 本員モ矢張細川君ニ賛成ヲ致シマス、先程議長カラ御演説ニ相成リマシタ通り此ころんふを世界大博覽會ノ豫算追加ノ事ハ衆議院デモ餘程急速ノ議決ニナッタヤウニゴザリマス、本院ニ於キマシテモ矢張同様ノ手續ヲ以テ速ニ豫算委員ニ於テ明日午後一時マデニ報告ヲスルヤウニナルコトヲ希望致シマス、

○男爵小松行正君 細川君ノ御説ヲ賛成致シマス、

○侯爵醍醐忠順君 細川君ノ御説ニ賛成ヲ致シマス、

○子爵由利公正君 細川君ニ賛成デゴザリマス、

○子爵平松時厚君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發議ガゴザリマセネバ唯今細川潤次郎君ヨリ發議ニナリマシタル明日ノ午後一時マデニ審査致シテ報告ヲスルト云フ説デゴザル、之ニ段々賛成ガゴザリマスカラ表決ニ付サウト存ジマス、細川君ノ明日ノ午後一時マデニ審査ノ上報告ヲスルト云フ説ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、然ラバ唯今ノ如ク決シマシタル上ハ即チ豫算委員ニ付託ヲ致シマス、依ッテ只今ノ委員選定ノ義ハ退

キマシテ今一應議場へ御集リヲ請ヒマス
午前十一時四分休憩

午前十一時二十分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 前刻本席へ御委託ニナリマシタ特別委員ヲ選定イタシマシタル故ニ朗讀イタシマス、伯爵萬里小路通房君、子爵谷干城君、子爵島尾小彌太君、津田出君、男爵小澤武雄君、原田一道君、山川浩君、男爵島津珍彦君、鹿毛信盛君、此九名ノ御方ニ御委託ヲ致シマス、次ニ明日ノ議事日程ハ今朝ノ決議ニ依リマシテ午後一時開議、明治二十四年度歳入歳出總豫算追加案、政府提出、衆議院送付、會議、豫算委員長谷干城君ノ報告、今日ハ御散會、
午前十一時二十五分散會